

京都大学大学院公共政策教育部規程

第1 専攻及び課程

第1条 本教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

第2条 公共政策専攻の課程は、専門職学位課程とする。

第2 入学

第3条 入学手続及び入学者選抜方法は、教育部教授会（以下「教授会」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下、本項において「通則」という。）第53条の15において準用する通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第4条 入学者の決定は、教授会で行う。

第3 授業科目及び学修方法

第5条 授業科目及び学修方法は、別に定める。

第6条 他の研究科の授業科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長の許可を願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。

第7条 前条の規定により履修した科目及び単位数は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目又は単位数として認定することができる。

第8条 課程の修了に必要な単位の修得に関する事項は、別に定める。

第4 試験

第9条 授業科目の試験は、授業の終了した学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の授業科目についてその時期を変更することがある。

第10条 試験は、履修した授業科目につき、受験の申出をした者に対して行う。ただし、京都大学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかった者は、試験を受けることができない。

2 試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第11条 試験は、その学年で授業を担当した教員が行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、変更することがある。

第5 課程修了の認定

第12条 課程の修了の認定は、教授会で行う。

第6 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第13条 外国学生、科目等履修生又は聴講生として入学を希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

2 科目等履修生の履修期間及び聴講生の聴講期間は、教授会で定める。

3 前2項のほか、科目等履修生及び聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第14条 特別聴講学生として入学を希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項のほか、特別聴講学生の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。